

○村山市水道事業における配水管等布設要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村山市水道事業の給水区域において、定住促進と給水人口の確保、並びに給水管の老朽化による漏水や水圧不足の解消を図るため、市民からの要望等に基づき、新たに配水管の布設を行う場合（以下新、配水管布設という。）及び老朽給水管から配水管への布設替（以下、布設替という。）を行う場合の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水区域 村山市水道事業給水条例第2条に規定する区域
- (2) 公道 次に掲げる道路をいう。
 - ア 道路法第3条に規定する道路
 - イ 前号の道路法の適用を受けない道路で村山市が管理する法定外道路
 - ウ 国、地方公共団体または土地改良区等が管理し、一般交通の用に供されている農道
- (3) 配水管 配水池を起点として需要者に供給することを目的として水道事業者が布設した管
- (4) 給水管 配水管から分岐して布設した管
- (5) 給水装置 配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具

(基準)

第3条 市長は、要望内容が次の各号のいずれにも該当すると認めた場合は、村山市水道事業者の負担により、予算の範囲内で、当該公道に配水管等の布設を行う。

共通基準

- (1) 配水管を布設しようとする公道の幅員が1.8m以上で、道路の一端が、既設配水管に接していること
- (2) 布設に当たって支障となる地形、自然条件等がなく、かつ布設した配水管等の維持管理が容易であること。
- (3) 関係所有者及び給水装置の使用者に水道料金、下水道使用料及び下水道受益者負担金の滞納がないこと。
- (4) 配水管を布設しようとする道路に埋設されている給水管より給水を受けている全ての給水装置の所有者が、配水管への切り替えに同意していること。
- (5) 既存給水管の所有者が撤去・廃止に同意していること。
- (6) 配水管布設延長が20m以上かつ給水戸数に24メートルを乗じて得た長さ以下であること。

新配水管布設基準

- (1) 宅地又は当該用途として農地法の許可を受けた土地(以下、建物敷地という。)への配水を行うものであること。未分筆の場合は、1区画概ね250㎡として計算する。
- (2) 下水道供用開始区域内においては、既に下水道本管が布設されていること。
- (3) 4区画以上の建物敷地で給水が見込まれ、かつ即時利用区画が2区画以上あること。

布設替基準

- (1) 第2条に規定する公道の他、次に掲げる基準を全て満たす道路
 - ア 登記簿上、公衆用道路であり、幅員1.8m以上で、現に公衆の用に供されていること
 - イ 私道において、土地所有者の全てが、村山市水道事業者に対し、所有地の無償占有及び維持管理のための無条件使用に同意していること。
- (2) 布設替を行おうとする全ての既設給水管が、布設から40年以上経過していること。
なお、布設経過40年未満であっても重大な漏水発生、あるいは恐れのあること、あるいは恒常的に水圧低下の状況が継続すること。
- (3) 布設替を行うことにより、3戸以上で即時給水が見込まれること。

(要望)

第4条 新配水管布設及び布設替の要望は、あらかじめ関係所有者のうちから代表者若しくは代理人を決定し、当該代表者が申請及び同意に関する事務を、次の各号に掲げる書類により行うものとする。

- (1) 配水管布設工事申請書(別記様式第1号)
- (2) 同意書(別記様式第5号)(配水管布設道路が私道の場合)
- (3) 委任状(別記様式第3号)(代理人が申請する場合)
- (4) 位置図
- (5) その他市長が指定する書類(私道の場合、登記簿謄本の写し等)

(布設の可否)

第5条 市長は、前条の規定により要望があった場合は、必要な調査を行い、予算の範囲内において布設の可否を決定し、配水管布設通知書(別記様式第2号)により代表者に通知するものとする。

(工事の取下げ)

第6条 関係所有者が工事を取下げの場合は、市長が指定する期日までに工事取り下げ届(別記様式第4号)を提出するものとする。この場合、関係所有者の一部が取り下げを申し出た場合、当該申請は取り下げられたものとする。

2 関係所有者が、市長の指定する期日までに工事取下げを届け出ないために発生した費用は関係所有者の負担とする。

(費用の負担)

第7条 この要綱に基づき施工する配水管布設及び既設の給水装置の止水栓までの接続に要する費用は水道事業者で負担する。ただし、給水装置の新設に要する費用は、所有者負担とする。

(適用除外)

第8条 新配水管布設については、都市計画法第29条の規定の適用を受ける開発行為については、この要綱による基準は適用しない。

(緊急性が認められる場合の特例)

第9条 市長は、緊急に給水すべき事由があり、かつ、配水管等を布設することが公衆衛生の向上及び市民の生活環境の改善に資すると認めた場合は、前3条の規定にかかわらず、村山市水道事業の負担により配水管等の布設を行うことができる。

(固定資産の帰属)

第10条 この要綱に基づき布設した水道施設は、水道事業に帰属するものとする。ただし、給水装置についてはこの限りではない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

配水管布設工事申請書

村山市水道事業

村山市長 様

申請者代表:住 所

氏 名

連絡先

村山市水道事業における配水管等布設要綱第4条第1項第1号に基づき、関係書類を添えて申請します。なお、万一当方の都合で工事の必要がなくなった場合は、これに伴う費用は当方で負担します。

申請場所	村山市	地内
布設道路現況	道路種別（国道・県道・市道・農道・法定外道路）	
	延長	m 幅員 m
	アスファルト道	砂利道
土地所有者	人	

配水管布設申請者名簿				
番号	住所	氏名	印	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

添付書類

年 月 日

配水管布設通知書

申請者代表 様

村山市水道事業

村山市長



年 月 日付で申請のありました申請場所 村山市 地内の配水管布設について下記
のとおり通知します。

記

1. 申請書を審査の結果、配水管を

布設する ・ 布設しない ことに決定しました。

布設しない場合、布設しない理由

2. 条件

3. 工事予定時期

年 月 旬に工事着手予定です。

(諸条件により、予定通り着手できない場合があります。)

4. その他

周辺にお住まいの方々から苦情等が生じないよう説明をお願いします。

5. 工事取り下げ届の提出期限

年 月 日

委任状

代理人:住所
氏名
連絡先

私は、上記の者を代理人として定め、次の事項に係る権限を委任します。

1. 下記に示す配水管布設工事申請に関わる業務

申請場所	村山市 地内
布設道路現況	道路種別（国道・県道・市道・農道・法定外道路） 延長 m 幅員 m
	アスファルト道 砂利道
土地所有者	人

2. 委任する関係土地所有者等

委任者				
番号	住所	氏名	印	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

年 月 日

村山市水道事業 村山市長 志布隆夫 様

別記様式第4号

年 月 日

工事取り下げ届

村山市水道事業

村山市長 様

住 所

氏 名

連絡先

村山市水道事業における配水管等布設要綱第6条第1項に基づき、申請を取り下げます。
なお、これまでに発生した費用は当方で負担します。

取り下げの理由

土地使用及び給水管廃止同意書

代表者 氏が、別紙の位置図に示した私道に、配水管布設を要望していますが、私道内にある私有地の土地に配水管を設置すること及び道路内に布設している給水管の廃止に同意します。なお、配水管を布設するにあたり土地所有者として、次のことに同意します。

- 1 配水管が存続する期間、村山市水道事業に対して所有地の無償占用及び維持管理のための無条件使用を承諾します。
- 2 私の都合で配水管の設置替をする場合は、村山市水道事業に届け出て、施工を依頼し、その費用は当方で負担します。
- 3 配水管布設後、配水管の維持管理に支障をきたすような工作物の設置等の行為はしません。
- 4 配水管布設後、私道の維持管理は、私道土地所有者または私道土地管理者が行います。
- 5 配水管の設置及び管理に関して正当な理由なき限り、損害賠償及び苦情の申し立てはしません。
- 6 所有権を譲渡した場合、譲渡人に対してこの内容を承継し、承継した内容を記載した文書を速やかに提出します。

年 月 日

村山市水道事業 村山市長 様

土地所有者		
住所	氏名	実印

※ 署名は必ず本人が自署して下さい。